

令和5年11月農業委員会議事録

開催日時：令和5年11月10日（金） 午前9時00分

開催場所：嘉島町役場 3階中会議室

農業委員出席者：下田司、高木勝美、山内秀一、森田義美、友田廣、岩永俊夫、村上卓也、
榮恵、松永雄治、福永哲夫、西岡千秋、松本誠一、松本一幸、
吉田三十志、藤瀬信行

農業委員欠席者：齊藤進、中津芳春

事務局出席者：永田智紀、河原正弘、前田萌香

1. 開 会：永田事務局長

2. 会長挨拶：下田会長

3. 議事録署名人指名：下田議長

議事録署名人として、松永雄治委員、福永哲夫委員を指名する。

4. 議 事

- (1) 報告第20号 農地法第18条の合意解約について
- (2) 議案第26号 農地法第3条の許可申請について
- (3) 議案第27号 農地法第4条の許可申請について
- (4) 議案第28号 農地法第5条の許可申請について
- (5) 議案第29号 農用地利用集積計画承認申請について
- (6) 議案第30号 農用地利用集積等促進計画（配分）の更新について

5. そ の 他

6. 閉 会

○報告第20号 農地法第18条の合意解約について

(議長) それでは議事に入らせていただきます。

報告第20号農地法第18条第6項による届出の通知が3件ございます。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料の1ページになります。報告第20号の報告をいたします。

申請番号1番です。所在が下六嘉地区及び鯉地区で、農振農用地の田が4筆、面積が4,936㎡となっております。貸付人と借受人については記載の通りです。今回の解約事由につきましては、耕作者変更による合意解約となっております。解約の申入日等は記載のとおりとなっております。

次に申請番号2番です。所在が鯉地区で、農振農用地の田が1筆、面積が676㎡となっております。貸付人と借受人については記載の通りです。今回の解約事由につきましては、耕作者変更による合意解約となっております。解約の申入日等は記載のとおりとなっております。

次に資料2ページの申請番号3番です。所在が上島地区で、農振農用地の田が1筆、面積が3,032㎡となっております。貸付人と借受人については記載の通りです。今回の解約事由につきましては、転用による合意解約となっております。解約の申入日等は記載のとおりとなっております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありました案件は、合意解約となっておりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について

(議長) 続きまして、議案第26号農地法第3条の規定による許可申請が2件ございます。まず申請番号1番について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は3ページになります。申請番号1番です。有償による所有権移転の案件です。所在は上六嘉地区。農振農用地の田が1筆。面積は1,957㎡です。譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。申請事由につきましては売買による所有権の移転となっております。売買の価格は記載の通りです。4ページに申請地の位置図を載せております。5ページをご覧ください。検討事項になります。地元農業委員の調査確認書により、全ての項目にNOと判断されていますので、問題ないと思われま。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員一同挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

(議長) 続きまして、申請番号2号について、事務局より説明をお願いします。

(事務局長) はい。資料3ページにお戻りください。申請番号2番です。所在は北甘木地区。農振地域外の畑が2筆で面積は390㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。申請事由につきましては売買による所有権の移転となっております。売買の価格は記載の通りです。6ページに申請地の位置図を載せております。7ページをご覧ください。検討事項になります。地元農業委員の調査確認書により、全ての項目にNOと判断されていますので、問題ないと思われまます。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員一同挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

○議案第27号 農地法第4条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第27号農地法第4条の規定による許可申請が1件ございます。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は8ページからになります。申請番号1番です。所在は北甘木地区。農振地域外の田が1筆。面積は800㎡となっております。申請人につ

いては記載の通りとなっております。申請事由は資材置場となります。9ページに申請位置図と10ページが配置図になります。資材置き場となりますので給水等はありません。雨水の処理につきましては申請地西側の水路に放流する計画となっております。事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります森田委員から報告をお願いいたします。

(森田委員) はい。10月26日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は、10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であるため、農地区分としては第1種農地になると思われま。

申請地の東側に農地が隣接していますが、L型擁壁を設置されるため、支障はないものと思われま。資材置場ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられま。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 資料は11ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地は第1種農地であり、目的については資材置場となります。転用行為を行うのに必要な資力が確保されており、計画面積の妥当性は適当及び、農地利用の集積への支障はなし、と判断しております。以上の事により、総合的に見て、本許可申請については許可相当と判断しております。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは本案件は承認とさせていただきます。

○議案第28号 農地法第5条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第28号農地法第5条の規定による許可申請が3件ございます。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料、12ページをお願いいたします。

申請番号1番です。賃貸借の案件となっております。所在は上島地区、農振地域外の田が1筆、面積が1,184㎡となっております。貸人と借人については記載の通りとなっております。

申請事由については、駐車場の申請となっております。13ページに申請位置図と14ページに土地利用計画平面図を載せております。

14ページの土地利用計画平面図をご覧ください。

駐車場となりますので給水等はありません。雨水の処理につきましては申請地東側の水路に放流する計画となっております。事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります私(下田会長)から報告いたします。

10月26日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は、高性能農業機械による営農に適する農地であるため、農地区分としては甲種農地になると思われま

す。申請地北側に農地が隣接していますが、境界部分にはL型擁壁を設置されるため、支障はないものと思われま

す。駐車場ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 資料は15ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地の農地区分は甲種農地であり、目的については駐車場になります。

資力及び信用は適当、又周辺の農地等に係る営農条件への支障はなく、また農地の利用の集積への支障もないと判断しております。

この他、法令により義務付けられている行政庁との協議も終了する見込みがあること等により、総合的に見て、本許可申請については許可相当と判断しております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは本案件は承認とさせていただきます。

続きまして、申請番号2番について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料、12ページをお願いいたします。

申請番号2番です。所有権の移転の案件となっております。所在は上六嘉地区、農振地域外の畑が6筆、面積が1,772㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。

申請事由については、建築条件付売買予定地の申請となっております。16ページに申請位置図と17ページに土地利用計画平面図を載せております。

給水については、井戸ボーリングになります。また、雨水におきましては雨水枡への集水後、道路側溝への放流、生活雑排水については公共下水道への接続となります。

事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります村上委員から報告をお願いいたします。

(村上委員) はい。10月26日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は、西村集落内の未整備農地ですが、10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であるため、農地区分としては第1種農地になると思われれます。また、申請地は休耕地となっており、耕作はされておりました。

建築条件付売買予定地ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 資料は18ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地の農地区分は第1種農地であり、目的については建築条件付売買予定地になります。

資力及び信用は適当、又周辺の農地等に係る営農条件への支障はなく、また農地の利用の集積への支障もないと判断しております。

この他、法令により義務付けられている行政庁との協議も終了する見込みがあること等により、総合的に見て、本許可申請については許可相当と判断しております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ご

ございませんでしょうか。

無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは本案件は承認とさせていただきます。

続きまして、申請番号3番について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料、12ページをお願いいたします。

申請番号3番です。所有権の移転の案件となっております。所在は上六嘉地区、農振地域外の畑が2筆、面積が426㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。

申請事由については、建築条件付売買予定地の申請となっております。19ページに申請位置図と20ページに土地利用計画平面図を載せております。給水については、井戸ボーリングになります。また、雨水におきましては雨水枳への集水後、道路側溝への放流、生活雑排水については公共下水道への接続となります。

事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります村上委員から報告をお願いいたします。

(村上委員) はい。10月26日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は、10ヘクタール未満の未整備農地であるため、農地区分としては第2種農地になると思われれます。申請地は休耕地となっており、耕作はされておりました。

建築条件付売買予定地ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 資料は21ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地の農地区分は第2種農地であり、目的については建築条件付売買予定地になります。

資力及び信用は適当、又周辺の農地等に係る営農条件への支障はなく、また農地の利用の集積への支障もないと判断しております。

この他、法令により義務付けられている行政庁との協議も終了する見込みがあること等により、総合的に見て、本許可申請については許可相当と判断し

ております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは本案件は承認とさせていただきます。

○議案第29号 農用地利用集積計画承認申請について

(議長) 続きまして、議案第29号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用の集積計画の承認申請が8件ございます。

8件を一括して、審議・議決を行いますので、よろしく申し上げます。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は22ページの申請番号1番からになります。所在は上島地区。農振農用地内の田が1筆で面積が948㎡となっております。売渡人と買受人は記載の通りとなっております。目的は売買、売買価格等については記載のとおりとなっております。

続きまして、申請番号2番になります。所在は下六嘉地区。農振農用地内の田が1筆で面積が329㎡となっております。売渡人と買受人は記載のとおりとなっております。目的は売買、売買価格等については記載のとおりとなっております。

続きまして、資料23ページの申請番号3番になります。所在は下仲間地区。農振農用地内の田が2筆で面積が2,436㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおり。利用目的については賃貸借権の新規契約、借賃については記載のとおり。期間は令和5年12月1日から令和10年11月30日となっております。

続きまして、資料24ページに跨っています申請番号4番になります。所在は上仲間地区。農振農用地内の田が4筆で合計面積が2,487㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおり。利用目的については賃貸借権の新規契約、借賃については記載のとおり。期間は令和5年12月1日から令和10年11月30日となっております。

続きまして、申請番号5番になります。所在は上仲間地区。農振農用地内の

田が2筆で合計面積が3,692㎡となっております。貸付人と借受人等は記載のとおりとなっております。利用目的については賃貸借権の新規契約、借賃については記載のとおり。期間は令和5年12月1日から令和10年11月30日となっております。

続きまして、資料25ページに跨っています申請番号6番になります。所在は鯉地区及び下六嘉地区。農振農用地内の田が5筆で合計面積が5,612㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおり。利用目的については賃貸借権の新規契約、借賃については記載のとおり。期間は令和5年12月1日から令和15年11月30日となっております。

続きまして、資料26ページに跨っています申請番号7番になります。所在は上仲間地区。農振地域外の田が10筆で合計面積が7,138㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおり。利用目的については使用貸借権の新規契約となっております。期間は令和5年12月1日から令和10年11月30日となっております。

続きまして、申請番号8番になります。所在は上仲間地区。農振農用地の田が1筆で面積が495㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおり。利用目的については使用貸借権の新規契約となっております。期間は令和5年12月1日から令和10年11月30日となっております。

事務局からの説明は以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました8件の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で8件を承認・可決いたします。

○議案第30号 農用地利用集積等促進計画(配分)の更新について

(議長) 続きまして、議案第30号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(配分)の更新が1件ございます。事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は28ページになります。所在は上島地区、上六嘉地区、及び鯉

地区。田が9筆で合計面積が8,266㎡となっております。賃借権の設定等を受ける者、行う者につきましては記載の通りとなっております。目的は賃借権の更新、借賃については記載のとおり。期間は令和6年1月1日から令和10年12月31日となっております。賃借権の設定等を受ける者は農地所有適格法人に該当しますので、権利設定等を受ける者が耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるという要件を満たしているものと思われまます。事務局からの説明は以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

本日の案件は全て終了いたしました。ありがとうございます。

続きまして、その他となっております。皆様方から何かございませんでしょうか。ないようでしたら、事務局から何か。

次回の農業委員会は12月11日の金曜9時00分からを予定したいと思います。

それでは、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和5年11月10日

会長 下田 司

委員 松永 雄治

委員 福永 哲夫